

オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟関連法令等集

目次

1. 憲法
2. 国家行政組織法
3. 健康保険法
4. 健康保険法施行規則
5. 保険医療機関及び保険医療担当規則（療養担当規則）
6. 改正後療養担当規則（2023年4月1日施行）
7. 医師法
8. 民法
9. 民事訴訟費用等に関する法律
10. マイナポータル規約
11. 用語（9-1 授権法 9-2 手段審査）

1. 憲法

憲法13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする

憲法22条2項

何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

（1項 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。）

憲法25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

憲法41条

国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。

憲法73条6号

この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。

憲法73条6号但書

政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

2. 国家行政組織法

国家行政組織法12条1項

各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができる

国家行政組織法12条3項

省令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設

けることができない。

3. 健康保険法

健康保険法 第1条

この法律は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする

健康保険法第3条 13項

13 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等（第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）から療養を受けようとする者又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

健康保険法63条 1項

「被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

健康保険法63条3項

「第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるものとする。

- 一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第六十五条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）
- 二 特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であって、当該保険者が指定したもの
- 三 健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局

健康保険法70条1項

「保険医療機関又は保険薬局は、当該保険医療機関において診療に従事する保険医又は当該保険薬局に

において調剤に従事する保険薬剤師に、第七十二条第一項の厚生労働省令で定めるところにより、診療又は調剤に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。」

健康保険法72条1項

「保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の診療又は調剤に当たらなければならない。」

4. 健康保険法施行規則

健康保険法施行規則第53条(被保険者証の提出)

1.法第六十三条第三項 各号に掲げる病院又は診療所(以下「保険医療機関等」という。)から療養の給付又は入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費に係る療養を受けようとする者は、被保険者証を(被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号の規定の適用を受けるときは、高齢受給者証を添えて)当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2.前項ただし書の場合においては、その理由がなくなったときは、遅滞なく、被保険者証を(被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号の規定の適用を受けるときは、高齢受給者証を添えて)当該保険医療機関等に提出しなければならない。

5. 保険医療機関及び保険医療担当規則(療養担当規則)

療養担当規則 第1章(保険医療機関の療養担当)

健康保険法 70条1項を受けて、保険医療機関が担当する療養の給付について定めるもの

療養担当規則第2章(保険医の診察方針等)

健康保険法 72条1項を受けて、保険医等が従うべき診療方針等を定めるもの

療養担当規則3条

保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)第三条第十三項に規定する電子資格確認
二 患者の提出する被保険者証

6. 改正後療養担当規則(2023年4月1日施行予定)

改正後療養担当規則3条2項

「患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることを確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「という。)又は患者の提出する被保険者証」とあるのは「という。)」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて電子資格確認により」とする。」

改正後療養担当規則3条2項による変更適用後の同条1項

「保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)第三条第十三項に 規定する電子資格確認(以下「電子資格確認」という。)

によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて電子資格確認により当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。」

改正後療養担当規則 3条3項

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)第五条第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つている保険医療機関及び同令第六条第一項の規定により届出を行つた保険医療機関については、前項の規定は、適用しない。」

改正後療養担当規則3条4項

「4 保険医療機関(前項の規定の適用を受けるものを除く。)は、第二項に規定する場合において、患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。」

7. 医師法

医師法 第1条

医師は、医療及び保健指導を掌ることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

8. 民法

民法 第709条 (不法行為による損害賠償)

故意又は過失によつて他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

民法 第710条 (財産以外の損害の賠償)

他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

9. 民事訴訟費用等に関する法律

民事訴訟費用等に関する法律 4条2項

財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、160万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

10. マイナポータル利用規則

マイナポータル利用規則 第3条 (利用者の責任)

利用者は、自らの責任によりマイナポータルを利用し、マイナポータルが提供する以下のサービスやそれに関連する情報及びアカウントを適切に管理するものとします。

- 一 やりとり履歴
- 二 わたしの情報
- 三 お知らせ
- 四 手続の検索・電子申請

五 その他、利用者が閲覧、取得し管理している電子情報

2 利用者は、マイナポータルに関する法令（法令の規定により定める事項を含みます。以下同じ。）及びマイナポータルに掲載する事項に従って、マイナポータルを利用するものとします。

11. 用語

11-1 授権法

議会がその立法権の一部を他の国家機関に対して委任することを定める法律。

特に広範な権限を包括的に委任する場合にこの名称が使われる。

ナチス政権下の授権法（1933年）が典型例だが、日本の国家総動員法などもこの性格をもつ。

日本国憲法の下では、このような授権法は、許されないと解されている。

（参考）法律の委任

法律がその細目、手続等一定の事項を他の下位の法形式（政令、省令等）に委任すること。

意義：法律が、自ら規定しなければならない事項を他の法形式に委任すること。すなわち、法形式で定めることができる旨を規定すること（憲法73条6項）。立法の委任ともいわれる。法律の委任に基づいて制定される法規は委任立法と言われる。

限界：日本国憲法41条の建前を無意味にするような包括的な法律の委任は、やむをえないきわめて特別な場合に限りみとめることとされている。法律の委任に基づいて制定される命令は、委任命令といわれる。

11-2 手段審査

違憲審査基準とは、国家による人権制約が憲法に適合しているかについて、裁判所が審査をする際に用いる基準のこと。国家による人権制約の違憲性を審査する場合に司法が用いる基準として「二重の基準論」がある

「二重の基準論」

- ・精神的自由を制限する法令の審査→厳格な審査が用いられる=厳格審査基準・中間審査基準
- ・経済的自由を制限する法令の審査→緩やかな審査が用いられる=合理性の審査基準

しかし、これだけではあまりに大雑把であり、多様な自由・権利・規制態様に対応できないことが明らか。

そこで、「二重の基準論」を前提に、3つの違憲審査基準が主張されるようになった。

具体的には、「厳格審査基準・中間審査基準（厳格な合理性の審査基準）・合理性の審査基準」。

それぞれの基準ごとに、その規制目的とその規制手段の審査における審査の厳格度が異なってくる。

目的審査：その法律がつくられた目的の重要性を審査すること。

手段審査：目的と手段の関連性を審査すること。

「厳格審査基準」をとるか、「中間審査基準」をとるか、「合理性の審査基準」をとるかで、目的審査・手段審査の厳格度合いが変わってくる。

厳格審査基準では「規制目的・規制手段の審査は厳格」であり、合理性の審査基準では「規制目的・規制手段の審査は緩やか」。具体的にみると、以下の表のようになる。

| | | | |
|-------------|--------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|
| | | 目的審査 (その法律がつくられた目的の重要性) | 手段審査 (目的と手段の関連性) |
| 厳格な審査 ↑ | 厳格審査基準 | やむにやまれぬ目的 | 厳密に仕立てられた必要不可欠 |
| | 中間審査基準 (厳格な合理性の審査基準) | 重要な目的 | 実質的関連性 |
| ↓ 緩やかな審査 | 合理性の審査基準 | 正当な目的 =政府の権限内であれば合憲 | 合理的関連性 =その目的達成のために無関係でなければ合憲 |

厳格審査基準

厳格審査基準を用いる場合、その規制目的は「やむにやまれぬ目的」でなければいけません。つまり、どうしても必要な目的である場合に限り合憲とされる。したがって、目的審査はかなり厳格である

その規制手段については、「厳密に仕立てられた・必要不可欠」なほど、目的との関連性がなければいけない。つまり、目的達成のためにはこの手段以外あり得ないという場合に限り合憲とされるということで、手段審査もかなり厳格なものとなる。

中間審査基準（厳格な合理性の審査）

中間審査基準を用いる場合、その規制目的は「重要な目的」でなければならない。「重要な目的」であるから、「やむにやまれぬ目的」までは必要としない。このことから、「厳格審査基準」よりは緩やかな審査である。

また、その規制手段については、目的との関連性に「実質的関連性」を必要とする。「実質的関連性」は「厳密に仕立てられた」ほどの関連性までは要求しない。手段審査も同様に、「厳格審査基準」よりは緩やかな審査である。

合理性の審査基準

合理性の審査基準を用いるということは、基本的には、経済的自由を制限する法令の審査であるべき。合理性の審査基準を用いる場合、その規制目的は「正当な目的」があれば足りるとされる。「正当な目的」とは、政府の権限内であれば合憲であると解される。上記2つの基準と異なり、かなり緩やかな審査である。

その規制手段については、目的との関連性は「合理的関連性」があれば足りるとされる。「合理的関連性」とは、その目的達成のために無関係でなければ合憲であると解される。かなり緩やかな審査であり、無審査といってもいいほど合憲とされやすい。